

901 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業

1. 特例を設ける趣旨

相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者数が少ない状態が一定期間継続している地域においては、雇用のミスマッチが生じているものと考えられますが、このような地域において、社会保険労務士が求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができるようとする特例を設け、雇用のミスマッチの解消を図るものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、求人が相当数あるにもかかわらず求職者が安定した職業に就くことが困難な状況にある等の要件を満たすものと認めて特区計画を申請し、認定された場合に、当該特区内において、都道府県労働局長の認定を受けた社会保険労務士が、求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができるよう、社会保険労務士法第2条に規定する社会保険労務士の業務の特例を設けるものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

① 厚生労働省令で定める状態（①相当数の求人があること、②求人数に比して就職者数が少ないと、③①②の傾向が一定期間継続していること）とは、次のような状態です。

認定を受けようとする特区における求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率（求人の数に占める求職者が当該求人を充足した数の割合をいう。）、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標が他の地域における当該指標に比較して低位にあることにより、当該特区内において求人が相当数あるにもかかわらず当該特区内の求職者が当該特区内において安定した職業に就くことが困難な状況にあると認められ、かつ、当該状況の急激な変化が認められない状態。

② 開業後一定年数を経過していることとは、次のような状態です。

社会保険労務士法第2条に規定する事務を行うための事務所を設けてから3年以上経過していること。

③ 懲戒処分を受けていないこととは、次のような状態です。

社会保険労務士法第25条に規定する懲戒処分を受けたことがないこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、地方公共団体が、求人が相当数あるにもかかわらず求職者が安定した職業に就くことが困難な状況にある等の要件を満たす者と認めた根拠（求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標及びこれらと比較した他の地域の指標等）を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

907-1 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業

1. 特例を設ける趣旨

現在、都市部を中心に特別養護老人ホームへの入所希望者が多数いる状況にあり、真に入所の必要性がある方の数を正確に見込んだ上で、このような状況に適切に対応していくことが求められています。このため、特別養護老人ホームの整備量が必要入所定員総数に達していない老人保健福祉圏域において、特区計画が認定された場合、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも特別養護老人ホームの経営を認めることにより、多様なサービス提供主体によって、地域の介護ニーズを充足することを可能とするものです。

2. 特例の概要

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人は、特区内の特別養護老人ホーム不足区域（※1）において、都道府県（同法第34条の規定により同法第17条第1項の条例を指定都市又は中核市が定めるものとされている場合にあっては、当該指定都市又は中核市）の条例（※2）の定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができます。

※1 特別養護老人ホーム不足区域とは、特別養護老人ホームの入所定員総数が、都道府県の老人福祉計画における特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る老人保健福祉圏域が含まれる区域をいう。（以下同じ。）

※2 当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において特別養護老人ホームの設置の認可を受けようとするPFI法に基づく選定事業者である法人は、施設の名称及び所在地、入所定員や資産の状況等を記載した申請書等を、施設を設置しようとする地の都道府県知事等に提出しなければならない。

3. 基本方針の記載内容の解説

○ 都道府県老人福祉計画において定める特別養護老人ホームの必要入所定員総数について

- ・ 都道府県老人福祉計画は、3年ごとに策定される都道府県介護保険事業支援計画と一体的に作成されるものであり、当該計画に定められる特別養護老人ホームの必要入所定員総数とは、当該計画の各年度における必要入

所定員総数である。

したがって、特別養護老人ホームの入所定員総数が、都道府県老人福祉計画において定める特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回るかどうかの判断に当たっては、認定申請する特別養護老人ホームの整備予定年度における入所定員総数と介護保険事業支援計画（都道府県老人福祉計画）の当該年度における特別養護老人ホームの必要入所定員総数を比較し、判断することになります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、特区の全部又は一部が特別養護老人ホーム不足区域であることがわかるように記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

- 当該特例に係る認可を受けようとする選定事業者は、施設を設置しようとする地の都道府県知事（指定都市市長又は中核市市長）に以下のものを提出することとする。

- ・ 老人福祉法施行規則第2条第1項各号（第3号を除く）に規定する事項及び資産の状況を記載した申請書。
- ・ 老人福祉法施行規則第3条第2項に規定する書類及び構造改革区域法第30条第2項各号に規定する基準によって、当該申請を審査するために都道府県知事等が必要と認める書類。

910 病院等開設会社による病院等開設事業

1. 特例を設ける趣旨

株式会社の資金調達能力及び研究開発意欲の活用が高度な医療の開発・普及の促進の観点から適切かつ有効であるかを検証するという趣旨により、高度な医療の提供を促進する特区の認定を受けたときは、当該特区内において株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設することを認める医療法等の特例を設けるものです。

2. 特例の概要

株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の開設許可の申請があった場合には、所要の要件を満たせば、医療法第7条第7項の規定にかかわらず、許可を与えることとともに、開設の許可を受けた株式会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第65条第3項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定をしないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 高度な医療の定義

株式会社が特区において行うことのできる高度な医療は、高度な技術を用いて行う倫理及び安全性の観点から問題がないと認められる医療で、次のいずれかに該当するものです。

- ①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断（「高度画像診断」）
- ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療（「高度再生医療」）
- ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療（「高度遺伝子治療」）
- ④高度な技術を用いて行う美容外科医療（「高度美容外科医療」）
- ⑤提供精子による体外受精（「高度体外受精医療」）
- ⑥その他これらに類するもの

このうち、⑥の「その他これらに類するもの」については、地方公共団体からの要望事項について現時点ですべて把握しているわけではなく、また、今後、技術の進展等により新しい高度医療が出現することも予想されるため、規定したものです。

(2) 株式会社が開設する病院又は診療所が満たすべき要件

認定を受けた特区内において、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、医療法（昭和23年法律第205号）第21条及び第23条の規定に基づく医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定並びに同法第21条の規定に基づく都道府県の条例において定める病院又は診療所の構造設備及びその有する人員等に関する要件を満たさなければなりません。

また、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、あわせて、許可申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして別途厚生労働省令で定める基準を満たさなければなりません。その基準は、高度な医療の内容ごとに定められていますが、具体的には以下のとおりです。

- ア 提供する高度医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師が1名以上置かれていること。（すべての高度医療について規定。また、高度画像診断については、あわせて、「高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の診療放射線技師が1名以上置かれていること。」）
- イ 提供する高度医療を実施するために必要な施設を設けていること。（高度体外受精医療のみについて規定。）
- ウ 提供する高度医療を実施するために必要な設備（工に規定するものを除く。）を設けていること。（すべての高度医療について規定。）
- エ 提供する高度医療に用いる物質（高度医療の内容に応じて、放射性同位元素、細胞、遺伝子と異なる。）を製造（培養、組換え）するために必要な設備及び製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に供給を受けることができる。（高度体外受精医療以外の4種類の高度医療について規定。）
- オ 提供する高度医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会が置かれていること。（高度画像診断、高度美容外科医療以外の3種類の高度医療について規定。）
- カ 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文章が作成されていること。（すべての高度医療について規定。）

(3) 株式会社が開設する病院又は診療所が行う広告の方法及び内容に関する基準

株式会社が開設する病院又は診療所については、医療法第6条の5第3項に規定する事項のほか、高度な医療を提供している旨を広告することが

できますが、その行われる広告は、虚偽にわたってはならず、また、医療法第6条の5第1項、2項及び医療法施行規則第1条の9各号に規定する広告の方法及び内容に関する以下の基準を満たさなければなりません。

- ① 患者その他の者（以下「患者等」という。）の主觀又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。
- ② 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載に当たって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、当該特区内で3(1)の高度医療が提供されることを明示すること。
- ・ 提供される高度医療によっては、例えば再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）第2条第1項に規定する再生医療等に該当する場合もあり、特区計画に記載する特定事業は関係法規を遵守したものとすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準（平成十六年厚生労働省令第百四十五号）に定める基準に適合することを確認するために必要な書類等

911-2 ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業

1. 特例を設ける趣旨

コンビナートにおいては、ボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の連続運転が認められていない小規模事業場の開放検査時に、コンビナート内の連続運転の認定を受けた他の事業場もその運転を停止することが必要になっているため、安全管理等の共同実施による小規模事業場の連続運転を可能とし、そのコンビナート全体の連続運転を可能とするものです。

2. 特例の概要

一の事業場のみではボイラー等の連続運転の認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合に、地方公共団体により安全性が確保されると認められた共同での安全管理等の実施体制等について、厚生労働大臣により、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認された場合には、事業場が当該内容に基づく措置を講じることをもって、認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たすものとするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 特に安全管理等が良好であることを所轄労働基準監督署長が認めたボイラー等については、その開放検査の周期を最長12年まで延長できることとしており、その間の性能検査はボイラー等を開放せずにを行うことができる制度です。性能検査を非開放で行うことができる期間のうち最長8年間は、ボイラー等の運転を停止せずに性能検査を行うことで「連続運転」が可能となります。
- (2) 連続運転の申請方法には、複数の事業場による共同申請以外にも、コンビナートを構成する他の事業場に安全管理等の一部を委託する等による単独申請も含まれます。
- (3) 「コンビナートを構成する他の事業場」とは、コンビナート内において隣接又は近接した敷地内にあり、かつパイプラインで接続され、材料等の需給関係にあるボイラー等を有する事業場のことです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、

- (1) 一の事業場のみでは認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合における、コンビナートを構成する他の事業場と共同での安全管理等の実施体制及び手順

(2) (1) の場合において緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような
安全確保対策
を各事業場の役割分担及び責任分担を明確にした上で、具体的に記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

927 市町村による狂犬病予防員任命事業

1. 特例を設ける趣旨

知事が任命した狂犬病予防員が犬の登録及び予防注射を受けていない等の犬（以下「野犬」という。）の抑留事務等を行う現行制度に加え、地域の特殊事情や市町村の判断に応じたきめ細やかな対応も可能とするため、市町村も野犬の抑留事務を行うことができるようになりますし、もって狂犬病の発生予防に資することとするものです。

2. 特例の概要

知事が任命した狂犬病予防員の数が市町村の区域の範囲に比して少ないことから野犬の抑留事務を当該市町村が自ら行う必要があると認め、特区計画の認定を受けた場合、狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、野犬の抑留事務等について、必要な費用を自ら負担することを条件に、市町村も行うこと可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 都道府県及び市町村は、それぞれ措置する抑留事務を並行して取り組むことができるものであるため、各狂犬病予防員は、各捕獲人を使用することとなっています。
- (2) 市町村が任命する狂犬病予防員については、知事が任命する場合と同様、非常勤職員でも可能となっています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は以下のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、「都道府県知事が任命した狂犬病予防員の数が市町村の区域の範囲に比して少ないこと」を示す、①当該市町村を管轄する保健所の総管轄面積、②当該保健所に配置されている狂犬病予防員数、③当該市町村の面積及び任命予定の狂犬病予防員数、を記載し、添付書類の構造改革特別区域に含まれる行政区画を表示した図面等に、設置を予定している犬の抑留所の設置位置を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

9.4.1 臨床試験専用病床整備事業

1. 特例を設ける趣旨

一定の条件下において、治験その他の臨床試験を行う場合に、病院の病床に係る構造設備基準の一部を緩和できるよう、特例を設けるものです。

2. 特例の概要

病院の病床のうち、治験その他の臨床試験であって、健康な者（患者以外の者）を被験者として入院期間がおおむね10日以内で実施されるものを行うための病床について、構造設備の基準のうち病室の床面積及び当該病室に隣接する廊下幅に係る基準を緩和することを可能とするものです。

3. 特例措置の内容の解説

上記の特例による基準の緩和の内容は以下の通りです。なお、いずれの基準も内法による測定の基準です。

〔病床面積について〕

	現行の基準	特例措置の基準	
病院の一般病床	6. 4 m ² 以上	(1人病室) 6. 3 m ² 以上 (2人以上病室) 4. 3 m ² 以上	6. 3 m ² 以上 4. 3 m ² 以上
(参考)診療所の一般病床	(1人病室) 6. 3 m ² 以上 (2人以上病室) 4. 3 m ² 以上	—	—

〔廊下幅について〕

	現行の基準		特例措置の基準	
	片側居室	両側居室	片側居室	両側居室
病院の一般病床	1. 8 m以上	2. 1 m以上	1. 2 m以上	1. 6 m以上
(参考)診療所の一般病床	1. 2 m以上	1. 6 m以上	—	—

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載に当たって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、実施される治験その他の臨床研究は健康な者（患者以外の者）を被験者として入院期間がおおむね10日以内で実施されることを具体的かつ詳細に明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし